

千葉県労働委員会だより

—公正・中立な立場で、労使トラブルの早期解決をお手伝いします—

使用者の方々へ 従業員との労働条件をめぐるトラブル、ご相談ください

職場において、事業主(使用者)と従業員(労働者)との間で、賃金、解雇、配置転換など、労働条件をめぐるトラブルが生じ、当事者間で解決できない場合に、労働委員会ではその解決をお手伝いする「**個別的労使紛争のあっせん**」を行っています。

相談例

- ・社員にやむを得ぬ事情で配置転換命令を出したが、理由なく拒絶されている。
- ・業務上の指導をしたら、パワーハラスメントを受けたと主張されている。

このようなトラブルを、あっせん員が労使双方の事情や主張を聴きながら、折り合えるところを見出し、解決に繋げていきます。

あっせんの特徴

- ① **簡易**…申請書を労働委員会窓口へ提出するだけの簡単な手続きです。
- ② **迅速**…開催回数は原則1回、短期間で解決できます。
- ③ **無料**…手続きに費用は一切かかりません。
- ④ 使用者、労働者どちらからでも申請できます。
- ⑤ あっせん員は、労働問題に関する知識や経験が豊富な労働委員会の委員3名で構成されます。
 - ・公益委員（弁護士・大学教授等）
 - ・使用者委員（経営者・経営者団体役員等）
 - ・労働者委員（労働組合役員等）



Q & A

- Q:** あっせんの成立は法律的にどのような効果があるのですか。
- A:** あっせん案に合意すれば、お互いに争いをやめることを約束する契約が結ばれたこととなります（民法695条【和解】）。当事者はその契約に従う義務が生じますが、あっせんの成立のみでは強制執行はできません。
- Q:** 国の労働局でもあっせんの最中ですが、同じ問題を労働委員会に申請することはできますか。
- A:** 労働局においてあっせん手続きが進行している場合は、労働委員会に申請することはできません。

千葉県労働委員会事務局 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1（県庁南庁舎7階）

電話:043-223-3735

千葉県労働委員会

検索